

国家公安委員会、金融庁、総務省、
○法務省、財務省、厚生労働省、告示第一号
農林水産省、経済産業省、国土交通省

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律

第十六号）の一部の施行に伴い、平成二十七年法務省、財務省、厚生労働省、告示第一号及び農林水産省、経済産業省、国土交通省

国家公安委員会、金融庁、総務省、
平成二十七年法務省、財務省、厚生労働省、告示第二号の一部を次のように改正する。
農林水産省、経済産業省、国土交通省

令和二年五月二十二日

国家公安委員会委員長 武田 良太

金融庁長官 遠藤 俊英

総務大臣 高市 早苗

法務大臣 三好 雅子

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

国家公安委員会、金融庁、総務省、
第一条 平成二十七年法 務 省、財務省、厚生労働省、告示第一号の一部を次のように改正する。
農林水産省、経済産業省、国土交通省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年^{内閣}財務省^閣）</p> <p>府、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、令第一号）第六条第二項第四号の規定 業省、国土交通省</p> <p>に基づき、次に掲げる書類を指定し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の施行の日（平成二十七年十月五日）から適用する。</p> <p>情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七条第一項に規定する通知カード</p>	<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年^{内閣}財務省^閣）</p> <p>府、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、令第一号）第六条第二項第四号の規定 業省、国土交通省</p> <p>に基づき、次に掲げる書類を指定し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の施行の日（平成二十七年十月五日）から適用する。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七条第一項に規定する通知カード</p>

国家公安委員会、金融庁、総務省、
第二条 平成二十七年法 務省、財務省、厚生労働省、告示第二号の一部を次のように改正する。
農林水産省、経済産業省、国土交通省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年^内財^務閣^僚経済産

府、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、令第一号）第七条第一号ホの規定に基
業省、国土交通省

づき、次に掲げる書類を指定し、行政手続における特定の個人を識別す
るための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の
施行の日（平成二十七年十月五日）から適用する。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並
びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報
通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律
第十六号）第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を
識別するための番号の利用等に関する法律第七条第一項に規定する通知
カード

改 正 前

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年^内財^務閣^僚経済産

府、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、令第一号）第七条第一号ホの規定に基
業省、国土交通省

づき、次に掲げる書類を指定し、行政手続における特定の個人を識別す
るための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の
施行の日（平成二十七年十月五日）から適用する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律第七条第一項に規定する通知カード

附 則

この告示は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（令和二年五月二十五日）から適用する。